

会 議 録 （要 旨）

会 議 名	令和元年度第1回武蔵村山市国民健康保険運営協議会
開 催 日 時	令和元年11月5日（火） 午後1時30分から午後2時45分まで
開 催 場 所	402学習室（市役所4階）
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：被保険者代表 清水 彩子、比留間 英世、前田 善信、柳下 一美 保険医代表 三條 治、永島 剛、吉野 保江 公益代表 遠藤 政雄、岡本 皓夫、宮崎 文永、渡邊 一雄 被用者保険等保険者代表 榎本 浩幸 欠席者：保険医代表 亀井 隆雄 事務局：市民部長、保険年金課長、収納課長、保険年金課係長（国民健康保険係）、保険年金課主事（国民健康保険係）
報 告 事 項	なし
議 題	(1) 武蔵村山市国民健康保険運営協議会会長等選挙について ア 会長選挙について イ 会長代理選挙について (2) その他
配 布 資 料	・ 資料1 武蔵村山市国民健康保険運営協議会委員名簿 ・ 資料2 国民健康保険運営協議会における関係法令の抜粋 ・ 資料3 武蔵村山市における国民健康保険の現状 ・ 資料4 令和元年度武蔵村山市国民健康保険運営協議会開催スケジュール（案）
結 論 （決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。）	議題(1)ア： 会長を「公益代表 宮崎委員」に決定した。 議題(1)イ： 会長代理を「公益代表 岡本委員」に決定した。 議題(2)： 資料3について、一部内容を訂正した。
審 議 経 過 （主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。）	（市 長） ～3階市公室にて委嘱書の交付、挨拶～ （保険年金課長） ～委員の紹介と事務局職員の紹介～ ※会長を選出するまでの間は、岡本委員に仮議長をお願いすることとした。  <b>議題(1) 武蔵村山市国民健康保険運営協議会会長等選挙について</b> <b>ア 会長選挙について</b> <b>【事務局説明要旨】</b> （保険年金課長） 会長選挙については、慣習として公益代表委員全員の協議のうえ、指名によって選任されることになっている。  <b>【質疑・意見等】</b> （仮議長） 事務局からの説明は以上であるが、これに質疑等あるか。 （委員） 質疑等なし。 （仮議長） 質疑なしと認める。 選挙の方法については指名推薦の方法を用いることにする。これに異議があるか。  <b>【質疑・意見等】</b> （委員）

<p>異議なし。 (仮議長) 異議なしと認める。よって、選挙の方法は、指名推薦の方法を用いることに決定した。 指名の方法については、公益代表委員全員で協議し、その代表者が会長を指名することにする。これに異議があるか。</p> <p><b>【質疑・意見等】</b> (委員) 異議なし。 (仮議長) 異議なしと認める。よって、指名の方法は、公益代表委員全員で協議し、その代表者が会長を指名することに決定した。それでは、公益代表委員は、休憩中に別室で協議をお願いする。</p> <p style="text-align: center;">〈休 憩〉</p> <p>※休憩中、別室にて協議を実施した。</p> <p>(仮議長) 休憩前に引き続き会議を開く。公益委員を代表し、遠藤委員に会長の指名を求める。 (遠藤委員) 宮崎委員を指名する。 (仮議長) 遠藤委員が指名したとおり、宮崎委員を会長の当選人としたい。これに異議があるか。</p> <p><b>【質疑・意見等】</b> (委員) 異議なし。 (仮議長) 異議なしと認める。よって、宮崎委員が会長に当選された。これをもって、議長の職務を解き、会長と交代する。 (会長) 本協議会の会長に就任することになった。皆様の協力により、本協議会と国保事業の円滑な運営に努めるので、よろしくお願ひしたい。 まず、会議録署名委員であるが、武蔵村山市国民健康保険運営協議会運営規則第12条の規定に基づき、被保険者代表として、清水委員、保険医代表として、永島委員、公益代表として、遠藤委員を指名する。</p> <p><b>イ 会長代理選挙について</b> (会長) 選挙の方法については、会長選挙と同様に指名推薦の方法を用いることにする。これに異議があるか。</p> <p><b>【質疑・意見等】</b> (委員) 異議なし。 (会長) 異議なしと認める。指名の方法は会長からの指名とする。これに異議があるか。</p> <p><b>【質疑・意見等】</b></p>
--

(委員)  
異議なし。  
(会長)  
異議なしと認める。岡本委員を会長代理に指名する。これに異議があるか。

**【質疑・意見等】**

(委員)  
異議なし。  
(会長)  
異議なしと認める。よって、岡本委員が会長代理に当選された。

**議題(2) その他**

(会長)  
次に、「議題(2) その他」について、事務局から説明をお願いします。

**【事務局説明要旨】**

(保険年金課長)

事務局からは、資料2から資料4について説明する。  
※資料2から資料4に沿い、国民健康保険運営協議会の役割、武蔵村山市の国民健康保険の現状及び今年度の会議の開催スケジュール案について説明を行った。

**【質疑・意見等】**

(会長)  
説明について質疑等はあるか。

(委員)

資料3について、3点質問したい。

まず、7頁における赤字繰入金の説明について質問する。文中に、「本来、国民健康保険事業は独立採算制度により行う事業」とあるが、『運営協議会委員のための国民健康保険必携』34頁の「完全な独立採算が要求されるものとは解すべきではない」という文章と整合性が合わないため、説明文を修正する必要があるのではないか。

次に、8頁「(1) 歳入決算」の第3段落において、「医療費の増加などにより適切な国民健康保険税を賦課できない」とある。先に委嘱式にて市長から、国保制度にはそもそも構造的な問題があると説明があったが、当該文章における「医療費の増加など」の「など」には、この問題を含んでいるのか。

最後に、同じく8頁「(1) 歳入決算」の第3段落において、「社会保険に加入している方が納めている市税を財源とした一般会計からの赤字補填繰入金で事業を行っており」とあるが、この書き方では、社会保険加入者のみが市税を納付しており、国保加入者は市税を納めていないとも捉えられるため、修正する必要があるのではないか。

(保険年金課長)

まず、1点目についてお答えする。国保会計は特別会計であるため、できる限り独立採算を求めざるを得ない。『運営協議会委員のための国民健康保険必携』34頁には、「地方公営企業法の適用を受ける公営企業特別会計のように」とある。国保会計については、公営企業ほどの完全な独立採算を要求されているものではないため、法定外及び法定内の繰入金等、一般会計からの繰入を行っている。そのため、一般会計からの繰入金は行っているが、独立採算事業そのものの説明については適切であると考えている。

次に、2点目については、当該文章における「医療費の増加など」の「など」には、国保制度の構造的な問題については含んでいない。あくまで、医療費を中心とした話である。

最後に、3点目については、当該文章は、社会保険に加入している方も市税にて国保税を2重に負担している旨を示すものであり、国保加入者が市税を納めて

いないと意図して説明したものではないため、問題ないものと思われる。

(委員)

まず、1点目については、この表現が適切であるか、今後も鋭意研究することとする。

次に、2点目については、制度の構造的な問題については含まれていないとのことであるが、国保財政の問題を説明するのであれば、このことについては、確実に周知すべきであり、今後は文章中での説明を要望する。

最後に、3点目については、事務局からの説明を踏まえたいうで、この表現では語弊があるのではないか、委員の皆様へ伺いたい。

(会長)

まず、資料3は、あくまで概略を示したものであると考えて良いか。当該文章による説明では、社会保険に加入している方のみが市税を納めているように捉えられるため、不服である。

(委員)

「社会保険に加入している方が」の助詞を、「が」ではなく「も」にする等した方が良いと考えるが如何か。

(保険年金課長)

まず、資料3は、国保の基本的な概略を説明するために作成した資料である。

また、当該文章の表現については、委員の意見を踏まえ、この場で訂正をしたいと考えるがよろしいか。

(会長)

異議なしと認める。

(保険年金課長)

それでは、議題については以上である。

委員からその他質疑等あるか。

(委員)

2点要望がある。

まず、国保の短期証についてである。横浜市が短期証を取りやめたとのことだが、武蔵村山市での短期証の取扱いは如何か。横浜市も含め、武蔵村山市及び他市の状況を取りまとめた資料を、次回配布するようお願いしたい。

次に、武蔵村山市では子供の貧困対策で生活実態調査を行っているが、困窮層による医療の受診抑制と国保税の関連性に関する資料を、次回配布するようお願いしたい。

(保険年金課長)

2点目については、生活実態調査の担当部署でないため、国保税との関連がある調査であるか把握していない。そのため、どのように報告できるか現状不明である。

(会長)

本協議会は市長から諮問のあった事項について協議する場であるため、本協議会では当該2点の要望について諮問がない限り審議するものではない。

(市民部長)

本協議会では、市長の諮問に該当しない内容は協議できない。以前の運営協議会で短期証について協議した経緯はあるが、これは市長から短期証について諮問があったからである。

また、2点目の生活実態調査に関しては、市民から無作為に抽出したデータであるため、国保加入者のみのデータではないうえに、国保に関連する質問があるかどうか把握していない。このため、回答することは困難である。

(委員)

了解した。

## その他

【事務局説明要旨】

(保険年金課長)

次回の会議の開催日程は、資料4のとおり、12月24日（火）から12月26日（木）の間の3日間のいずれかで行いたいと考えている。出席可能日については、机上に配布した日程調整表にて、11月19日（火）までに回答をお願いしたい。

また、第3回及び第4回の会議についても、資料4のとおり進めたいと考えているが、これについては、後日改めて日程調整表を送付するので、よろしくお願いしたい。

（会長）

事務局から、武蔵村山市における国保の現状について説明があった。この内容から、国保は国保加入者からの保険税が主な財源であることがよくわかった。特に、医療費が年々増加傾向にある中、今後の保険税をどのようにすべきか、大きな課題になると思われる。

このことから、例年どおりであれば、後日市長から令和2年度の国保税率等について諮問がなされると思われる。この諮問がなされた場合、その内容により第2回運営協議会を開催し、委員の皆様の意見を伺い、市長に答申するのでよろしくお願いする。

他に質疑等がないため、これにて、令和元年度第1回武蔵村山市国民健康保険運営協議会を閉会する。

会議の公開・ 非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開	傍聴者： 0 人
	<input type="checkbox"/> 一部公開	
	<input type="checkbox"/> 非公開	※一部公開又は非公開とした理由（ ）

会議録の開示・ 非開示の別	<input checked="" type="checkbox"/> 開示	
	<input type="checkbox"/> 一部開示（根拠法令等：	）
	<input type="checkbox"/> 非開示（根拠法令等：	）

庶務担当課	市民部 保険年金課（内線：132）
-------	-------------------

別紙（第4号様式 第10条関係）のとおり会議の顛末を署名する。

会 長 \_\_\_\_\_

被保険者代表委員 \_\_\_\_\_

保険医等代表委員 \_\_\_\_\_

公益代表委員 \_\_\_\_\_